

児童発達支援における給食の食材料費の負担について

1 主な経緯

児童福祉法施行令（以下「施行令」という。）の一部改正に伴い、本年10月から施行令で定める児童発達支援の利用者負担の無償化が予定されているが、児童発達支援で提供している給食の食材料費については対象外とされ、実費負担となっている。

これまで、区は児童発達支援で提供している給食の食材料費の一部を負担してきたが、就学前の子育て世帯の負担軽減を図るために無償とする趣旨を踏まえるとともに、区では本年10月からは保育園等の給食の食材料費を無償とすることから、児童発達支援で提供している給食の食材料費についても、同年10月から無償とするものである。

2 児童発達支援における給食の食材料費を無償とする対象

- (1) 児童発達支援で食材料費を徴収してきた3歳から5歳の全ての子ども
- (2) 児童発達支援で食材料費を徴収してきた生活保護世帯及び区民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども

3 食材料費を区負担とした場合の影響

- (1) 食材料費を無償とする対象（実績） 102名
 - 〈内訳〉
 - すくすくのびのび園 95名
 - 区外の児童発達支援 7名

- (2) 財政的な影響（概算額）

| | |
|--------------|-----------------|
| 令和元年度（半年分） | 300千円 |
| 〈内訳〉 | |
| すくすくのびのび園 | 250千円の歳入減 |
| 区外の児童発達支援 | 50千円の歳出増（一般財源） |
| 令和2年度以降（年度分） | 600千円 |
| 〈内訳〉 | |
| すくすくのびのび園 | 500千円の歳入減 |
| 区外の児童発達支援 | 100千円の歳出増（一般財源） |

4 今後の予定

- 令和元年 8月末 対象となる保護者宛てに通知
- 9月末 目黒区通所施設利用者の食費の助成に関する要綱改正
- 10月1日 児童発達支援の無償化にあわせて、食材料費の無償化を実施

以 上

【 参 考 】

児童発達支援における給食の食材料費の利用者負担額（1食あたり）

<現行>

| | | |
|----------------------|--------------------------|---|
| すくすくのびのび園（児童発達支援）を利用 | | 区外の児童発達支援を利用 |
| 生活保護世帯及び 区民税非課税世帯 | 区民税課税世帯の区民税所得割 28万円未満 | すくすくのびのび園と同様に 所得段階に応じて利用者が負担 (施設によって負担が異なる) |
| | 28万円以上 | |
| 150円 | | 300円 |



<令和元年10月以降>

| | |
|--|--------------|
| 児童発達支援における給食の食材料費を無償とする対象 | |
| (1) 児童発達支援で食材料費を徴収してきた3歳から5歳の全ての子ども (2) 児童発達支援で食材料費を徴収してきた生活保護世帯及び区民税非課税世帯の 0歳から2歳までの子ども | |
| すくすくのびのび園（児童発達支援）を利用 | 区外の児童発達支援を利用 |
| 0円 | |